別紙様式第六号中「保管有価証券等」を「保管有価証券等」に改める。

別紙様式第十号第2の2記載上の注意1(1)中「以下」の次に「この様式において」を加え、同記載上の注意5中「及び「リース債務」」を「、「リース債務」及び「資産除去債務」」に改め、同記載上の注意7中「以下」の次に「この様式において」を加え、同様式第2の3(1)記載上の注意5及び(3)記載上の注意6中「(第108条の2に規定する合併対象財産をいう。以下同じ。)」を「(第74条第3項第1号に規定する合併をいう。以下同じ。)」に改め、「(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第2条第2項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下同じ。)」を削る。

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の農林中央金庫法施行規則別紙様式第二号、第六号及び第十号は、平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。